

南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書

政府はこの2016年11月に、南スーダンPKO(国連平和維持活動)に派兵している自衛隊への「駆けつけ警護」「宿営地共同防護」という新たな任務を与える閣議決定を行い、陸上自衛隊第11次派遣の内約130人の自衛隊派遣を行いました。

日本はこれまで戦後70年余り、自衛隊が海外で武器を使い他国民を殺すことは皆無であったし、自衛隊員が海外で殺されることもありませんでした。これは、私たち日本国民が誇れることです。

自衛隊は今もなお通常の「軍隊」ではなく、日本国憲法9条2項の戦力不保持規定は生きており海外での武力行使は違憲という制限のもとにあります。しかし、今回の新たな任務による派遣で自衛隊員が、「殺し、殺される」ことが現実味を帯びることは重大なことです。先の太平洋戦争で全国300万人余の命が失われました。決して繰り返してはならないことです。

只見町出身の若者も自衛隊に入り、災害救助・復旧や我が国の緊急自衛の任務についています。それは、海外で武力を行使することを念頭にした自衛隊入隊ではないはずです。若者の命を大切にすることこそ地方自治体の任務であり、今回「南スーダンへの新たな任務による自衛隊の派遣の中止」を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
外務大臣 岸田文雄 様
防衛大臣 稲田朋美 様

福島県南会津郡只見町議会
議長 齋藤邦夫